

令和2年5月29日

保護者各位

社会福祉法人恩恵会
理事長 小林 綾

平素より当園の運営にご協力いただきありがとうございます。
本日、保育課より以下の文書が配信されましたので、皆様にお伝えします。
新型コロナウイルス緊急事態宣言解除となりましたが、当園といたしましては、引き続き感染症対策を行い、園児の皆様に安全な保育環境を提供できるように努めて参ります。

保護者の皆様におかれましては、引き続きご理解とご協力の程宜しくお願い致します。

新型コロナウイルス緊急事態宣言解除後のお願いについて

日頃より保護者の皆様には、保育所運営にご協力いただき心より感謝申し上げます。

5月25日、国の緊急事態宣言が解除されました。厚生労働省から「新しい生活様式」についても公表される中、保育所生活にも配慮していくべき内容があり、本市としましては、厚生労働省の通知文等に加え、市内保育施設に「新型コロナウイルス感染症 保育施設における感染防止対策のガイドライン（概要版）」について周知して参ります。

保護者の皆様におかれましては、下記の内容についてご理解とご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

記

1 保育所への連絡について

児童・保護者等が新型コロナウイルス感染症感染者、濃厚接触者（疑いを含む）と診断された場合は、速やかに保育所にご連絡ください。

2 新型コロナウイルス感染症感染者、濃厚接触者（疑いを含む）と診断された場合の保護者周知について

子ども・職員・保護者等が感染者もしくは濃厚接触者（疑い含む）と診断された場合は、集団感染のリスクを低減するため、個人情報に留意しながら、保護者に周知いたします。

3 保育所の送迎について

- (1) 送迎は、発熱や風邪症状ない方が行ってください。
- (2) 送迎する保護者の方は、マスクの着用（なければそれに代わるもの）をお願いいたします。
- (3) 入室時（入館時）の手指消毒をお願いいたします。

4 お子様の体調管理について

- (1) 子ども・保護者・送迎に係る方の体温や風邪症状の有無などを記録に取りましょう。保育所の健康観察カード[検温表です]（家族欄含）を、忘れずにご記入ください。
- (2) 登所前にお子様の検温を行い、発熱や、呼吸器症状がある場合は、自宅療養をお願いします。
- (3) 発熱があった場合は、解熱後 24 時間以上が経過し、呼吸器症状の改善が認められてから登所してください。
- (4) ①息苦しさ、強いだるさ、高熱等の強い症状のいずれかがある場合、②発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合、③水分や食事がとれない、ぐったりしているなど受診に迷う症状のときは、まずは、かかりつけ医に電話して受診を相談しましょう。

その他の相談場所

【帰国者・接触者相談センター（松戸保健所内）へ相談】

電話番号：047-361-2140（9時～17時・平日）

※夜間・土日祝日は、0570-200-613

【一般的な相談はこちらへ】

厚生労働省 0120-565653（9時～21時・土日祝含む）

千葉県 0570-200-613（24時間・土日祝含む）

松戸保健所 047-361-2139（9時～17時・平日）

松戸市 0120-415-111（8時30分～17時・平日）

以上